

佐倉市八街市酒々井町消防組合告示第1号

令和3年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年2月1日

佐倉市八街市酒々井町消防組合管理者 西田 三十五

- 1 期 日 令和3年2月8日（月） 午後3時30分 開議
- 2 場 所 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部講堂

○令和3年2月8日

○現在議員12名で次のとおり

1番	櫻	井	道	明
2番	高	木	大	輔
3番	敷	根	文	裕
4番	三	橋	秀	夫
5番	鈴	木	昭	三
6番	加	藤		弘
7番	木	村	利	晴
8番	角		麻	子
9番	原	口	貞	男
10番	川	島	邦	彦
11番	御園	生	浩	士
12番	齊	藤	一	郎

令和3年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会

○議事日程

令和3年2月8日（月曜日）午後3時30分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

議案第1号から議案第4号を一括上程

提案理由の説明

議案第1号 質疑、討論、採決

議案第2号 質疑、討論、採決

議案第3号 質疑、討論、採決

議案第4号 採決

日程第4 一般質問

○本日の会議に付した事件

1. 開 会
2. 諸般の報告
3. 会議録署名議員の指名
4. 会期の決定
5. 議案第1号から議案第4号の上程、説明
6. 議案第1号の質疑、討論、採決
7. 議案第2号の質疑、討論、採決
8. 議案第3号の質疑、討論、採決
9. 議案第4号の採決
10. 一般質問
11. 閉 会

○出席議員（12名）

1番	櫻	井	道	明
2番	高	木	大	輔
3番	敷	根	文	裕
4番	三	橋	秀	夫
5番	鈴	木	昭	三
6番	加	藤		弘
7番	木	村	利	晴
8番	角		麻	子
9番	原	口	貞	男
10番	川	島	邦	彦
11番	御園	生	浩	士
12番	齊	藤	一	郎

○欠席議員なし

○説明のため出席した者の職氏名

管 理 者	西 田	三 十 五
副 管 理 者	北 村	新 司
副 管 理 者	小 坂	泰 久
会 計 管 理 者	間 野	昭 代
消 防 長	太 田	文 和
次 長	渡 邊	敏 行
次 長	立 崎	俊 和
総 務 課 長	須 藤	和 義
企 画 課 長 補 佐	岡 野	好 伸
予 防 課 長	平 山	雅 己
査 察 調 査 課 長	上 田	敏 広
警 防 課 長	鈴 木	宏 司
指 揮 指 令 課 長	浅 野	仁 志
佐 倉 消 防 署 長	東 郷	誠
志 津 消 防 署 長	錦 織	一 久

八街消防署長 穴 倉 敏 幸
酒々井消防署長 高 橋 順 治

○議会事務局出席職員氏名

書記長 田 中 晃
書 記 敦 賀 和 隆
書 記 清 宮 健 二

○書記長（田中 晃） 本議会2月定例会にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、議員並びに関係者には、社会的距離を確保するため、間隔をあけて着席いただきます。併せて換気を行うため、扉を開放して会議を行いますので、ご了承ください。

◎開会及び開議の宣告

（午後 3時30分）

○議長（櫻井道明） 始めに、佐倉市企画政策部秘書課より組合議会定例会において議場における写真撮影の依頼があり、消防職員が撮影のため入室することを許可いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席議員は12名であります。

したがって、令和3年2月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会は成立いたしましたので開会いたします。

◎諸般の報告

○議長（櫻井道明） 日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

管理者より専決処分について、また、監査委員より例月出納検査の結果について報告がありましたので、それぞれお手元に配付いたしました印刷物によりご承願います。

続きまして、消防長より行政報告をいたしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

消防長。

（消防長 太田文和 登壇）

○消防長の太田文和でございます。

お許しをいただきまして、令和2年中の災害活動状況及び新型コロナウイルス感染症に係る対応につきまして、ご報告をさせていただきます。

はじめに、火災についてでございますが、配付させて頂いております行政報告資料の1ページをお開きください。消防組合管内の総出火件数は、85件で前年と比較して2件の増加となっております。続いて、2ページ上段の第2表をご覧ください。構成市町別では、佐倉市が56件で16件の増加、八街市が24件で12件の減少、酒々井町が5件で2件の減少となっております。火災による死傷者の発生状況でございますが、7ページの第7表をご覧ください。死者は組合管内において、30日死者を含め3人発生しており、佐倉市が2人、八街市が1人で、前年と比較して2人増加しております。負傷者は、組合管内において16人発生しており、佐倉市が12人、八街市が3人、酒々井町が1人で、前年と比較して同数となっております。10ページへお進みください。第11表出火原因であります。全火災においては、放火、放火の疑いが15件で最も多く、次いで、たき火が14件となっております。引き続き放火火災防止対策を含め火災予防に取り組んでまいります。8ページへお戻りください。昨年中に発生した建物火災は、42件発生しており、その内、住宅及び共同住宅等を併せますと、住宅火災が23件発生し、これらの占める割合は全体の54.7%であることから、引き続き、住宅用火災警報器の設置促進を含めた住宅防火対策

の強化にも取り組んでまいります。

続きまして、11 ページへお進みください。救急出動についてでございますが、総出場件数につきましては、11,976 件で、前年と比較すると 1,357 件、10.2%減少しております。構成市町別では、佐倉市が 7,454 件で 883 件の減少、八街市が 3,635 件で 356 件の減少、酒々井町が 887 件で 118 件の減少、構成市町全体で減少となっています。これは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、受診控えや各種イベント等の中止、また、外出自粛等により、減少したことが推察されますが、過度な受診控えは健康上のリスクを高めてしまう可能性があることから、医療機関での適切な受診について、引き続き消防組合ホームページ等を活用して広報してまいります。続きまして、18 ページへお進みください。5 傷病程度別搬送人員でございますが、重症が 1,091 人で、10.2%、中等症が 4,892 人で、45.76%、軽症が 4,561 人で 42.67%となっており、依然として軽症の割合が多く占めていることから、引き続き救急自動車の適正利用については、消防組合ホームページへの定期的な掲載、救急安心電話相談#7009 及び救急受信アプリ Q助の普及など、あらゆる機会を活用して広報してまいります。

続きまして 42 ページ、最終ページへお進みください。隣接市町村等の応援受援出動状況ですが、災害発生消防本部に出動可能な消防隊、又は救急隊がゼロ隊となった場合は、隣接する消防本部から最も早く到着できる消防隊等を選別し出動いたします。更に、傷病者の救命に不可欠であると判断される救急事案については、管轄する市町村等の区域にかかわらず、最も早く到着できる救急隊を選別し出動いたします。第 5 表に記載のとおり、令和 2 年中における当組合救急隊の他市への応援出動は、52 件で、その内、出動可能な救急隊が無い場合のゼロ隊事案は 15 件、救命に不可欠であると判断される救命事案は 37 件となっております。市町村別では千葉市へ 5 件、四街道市へ 10 件、富里市へ 5 件、東金市へ 20 件、山武市へ 9 件、大網白里市へ 2 件、印西市へ 1 件の出動となっております。また、第 6 表に記載のとおり、他市からの受援出動は 17 件で、ゼロ隊事案 2 件、救命事案 15 件となっております。構成市町別では、佐倉市に 7 件、八街市に 9 件、酒々井町に 1 件の応援をいただいております。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に係る対応について、ご報告させていただきます。別冊の新型コロナウイルス感染症に係る救急出動状況の 1 ページをお開きください。はじめに、令和 2 年中の新型コロナウイルス感染症に関連する救急出動件数につきましては、表 1 の構成市町別救急事案件数の合計欄をご覧ください。佐倉市が 91 件、八街市が 12 件、酒々井町が 5 件で、合計 108 件出動し、32 人の陽性者を搬送しております。次に 3 ページにお進みください。こちらは、令和 3 年 1 月中の出動状況でございますが、中段の表 1 の合計欄をご覧ください。佐倉市が 32 件、八街市が 8 件、酒々井町が 3 件であり、先月 1 か月間で 43 件出動し、25 人の陽性者を搬送しております。なお、現在のところ、千葉県と新型コロナウイルス感染症患者等の移送に関する協定について、締結手続きを進めているところでありますが、この協定により、保健所へ陽性者として届出され、自宅療養や施設療養中に救急車で搬送した場合には、令和 2 年 4 月 1 日に遡り、1 回につき、一律定額で 3 万 5,000 円が消防組合へ負担金として、納入されることとなります。これにより、陽性者搬送事案のうち、約 30 件が本協定の該当事案になる見込みであります。このような中、救急隊員等につきましては、世界各国で基本とされる感染症標準予防策を実施

し、感染防止の徹底を図り活動しておりますが、感染者の搬送等に従事した場合は、保健所の指導により、14日間の健康観察を実施するほか、PCR検査を実施してまいりました。その結果、救急隊員及び支援活動、救助活動に従事した隊員に、消防業務が要因となる感染は認められておりません。

なお、これまで、感染経路不明により3名の職員が新型コロナウイルスに感染しましたが、消防組合業務継続計画に基づき、現状の消防力の維持に努めております。

そして、現在、千葉県も含め、10都府県に対して緊急事態宣言が延長され、医療現場がひっ迫する中、消防組合といたしましても、引き続き、地域住民の皆様の負託に応えるべく、より一層、職員の感染防止の徹底を図り、コロナ禍における消防力の維持・強化に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わりますが、詳細につきましては、後ほど、お手元の資料をご確認して頂きたいと思います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（櫻井道明） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第73条の規定により、議席番号7番、木村利晴議員、議席番号8番、角麻子議員の両名を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（櫻井道明） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたします。

◎議案第1号から議案第4号の上程、説明

○議長（櫻井道明） 日程第3、議案を上程いたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第4号までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者。

（管理者 西田三十五 登壇）

○本日ここに、令和3年2月組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともご多忙にもかかわらず、出席を賜り本議会が成立いたしましたことを厚く感謝申し上げます。

それでは、ただいまから、本定例会に提案をいたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和2年11月27日人事院規則の一部を改正する規則が公布されたことを踏まえ、千葉県内消防本部との均衡を図るため、特殊勤務手当の特例として、新型コロナウイルス感染症患者等の搬送に携わる消防職員に感染症活動手当を、令和2年4月1日まで遡って、支給しようとするものでございます。

議案第2号 令和2年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,851万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億6,189万2,000円といたそうとするものでございます。歳入の補正としましては、県補助金、財産運用収入及び財産売払収入を増額し、国庫補助金、基金繰入金及び組合債を減額、歳出の補正につきましては、総務管理費を増額し、消防費を減額するものでございます。

続きまして、議案第3号 令和3年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ49億6,097万6,000円といたそうとするもので、予算の総額は、前年度と比較して2億5,123万7,000円の増、率にして5.3%の増でございます。主な事業としましては、消防本部佐倉消防署庁舎空調設備一部更新工事、消防車両5台の更新及び八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事等でございます。

議案第4号 監査委員の選任について、でございますが、監査委員の辞職に伴う選任につきまして、議会の同意を求めるものでございます。

以上、本定例会に提案いたしました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、担当者から説明をします、なにとぞ、慎重にご審議のうえ可決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明を終ります。

○議長（櫻井道明） 提案理由の細部の説明を求めます。

次長。

（次長 渡邊敏行 登壇）

○消防本部 次長の渡邊敏行でございます。提案理由の細部の説明をさせていただきます。

議案第1号 佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、令和2年11月27日人事院規則の一部を改正する規則が公布されたことを踏まえ、佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例第13条に規定する特殊勤務手当の特例として、感染症活動手当を支給いたそうとするものでございます。改正内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業等に従事したときは、特殊勤務手当として感染

症活動手当を作業に従事した日1日につき4,000円以内で、規則で定める額を支給いたそうとするものです。施行期日は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用いたします。

続きまして、議案第2号 令和2年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計補正予算についてでございますが、補正予算書の1ページをお開きください。第1条第1項の記載のとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,851万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ46億6,189万2,000円といたそうとするものでございます。続いて、8ページをお開きください。2歳入でございますが、3款1項1目国庫補助金は、330万8,000円を減額し、2,633万円といたそうとするものでございます。これは、消防防災体制等整備費補助金の災害対応特殊救急自動車2台に対する事業費確定に伴う減額でございます。4款1項1目県補助金は、47万1,000円を増額し、1,038万7,000円といたそうとするものでございます。これは、消防救急体制整備費補助金のうち、テロ対策用消耗品等の購入に伴い増額いたそうとするものでございます。5款1項1目利子及び配当金は、2,000円を増額し、3,000円といたそうとするものでございます。これは、財政調整基金預金利子の増額によるものでございます。5款2項1目物品売払収入は、140万9,000円を増額し、165万9,000円といたそうとするものでございます。これは、車両5台の売払いによるものでございます。7款1項1目財政調整基金繰入金は、1,158万8,000円を減額し、1,000円といたそうとするものでございます。これは、人件費等歳出の一般財源の減額に伴い、財政調整基金繰入金を減額するものでございます。10款1項1目組合債は、4,550万円を減額し、1億9,020万円といたそうとするものでございます。これは、消防車両等整備事業として、消防車両6台の更新事業、消防庁舎整備事業として、志津消防署志津南出張所空調設備改修工事、八街南部出張所庁舎改築工事設計業務委託、地質調査業務委託の起債額確定に伴い減額するものでございます。続きまして、9ページへお進みください。3歳出でございますが、2款1項1目一般管理費は、3,000円を増額し、247万円といたそうとするものでございます。これは、財政調整基金預金利子を、25節積立金として積立てるものでございます。3款1項1目常備消防費につきましては、3,981万6,000円を減額し、41億8,701万9,000円といたそうとするものでございます。内訳といたしまして、3節職員手当等及び4節共済費につきましては、期末手当の支給率を改正したことによる人件費の減額でございます。15節工事請負費につきましては、志津消防署志津南出張所空調設備改修工事の事業費確定に伴う減額でございます。18節備品購入費につきましては、消防車両6台の車両購入費、及びテロ対策用資機材等の警防用備品購入費の事業費確定に伴う減額でございます。2目庁舎建設費につきましては、1,870万1,000円を減額し、2,391万1,000円といたそうとするものでございます。これは、八街南部出張所庁舎改築工事設計業務委託、地質調査業務委託の事業費確定に伴う減額でございます。以上で、議案第2号の説明を終わります。

続きまして、議案第3号 令和3年度佐倉市八街市酒々井町消防組合一般会計予算についてでございますが、はじめに、別冊となっております、予算案資料の1ページ及び2ページの1総括表をご覧ください。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49億6,097万6,000円で、前年度と比較して、2億5,123万7,000円、率にして5.3%の増でございます。令和3年度の主な事業といたしましては、5ページをご覧ください。5主要事業の概要に記載のとおり、1常備消防費は、消防本部佐倉消防署庁舎空調設備一部更新工事、消

防車両5台の更新、デジタルマイクロスコープ賃貸借、新型コロナウイルスPCR検査、佐倉消防署梯子車オーバーホール等でございます。6ページにお進みください。下段の、2庁舎建設費は、八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事等でございます。それでは、一般会計予算書にお戻りいただき、7ページをお開きください。2歳入でございますが、1款1項1目 常備消防費分担金は、38億9,487万4,000円で前年度と比較して、7,499万6,000円の減となっております。減となった主な要因は、財政調整基金の繰り入れによるものでございます。2目長期債償還分担金は、4億2,319万2,000円で、前年度と比較して2,285万6,000円の減となっております。減となった主な要因は、平成27年度に借入れた志津消防署志津南出張所配置のはしご付消防ポンプ自動車に係る組合債の償還が完了したことによるものでございます。2項1目庁舎建設費負担金は、109万3,000円で、前年度と比較して、221万9,000円の減でございます。これは、八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事に係る経費を負担いただくものでございます。構成市町別の分担金及び負担金の状況につきましては、再度、別冊の予算案資料4ページをお開きください。3構成市町分担金及び負担金の構成市町合計欄をご覧ください。佐倉市が、26億4,311万3,000円で、前年度と比較して、6,387万2,000円、2.36%の減、八街市が、12億672万円で、前年度と比較して、2,649万1,000円、2.15%の減、酒々井町が、4億6,932万6,000円で、前年度と比較して、970万8,000円、2.03%の減となっております。続きまして予算書にお戻りいただき、7ページをご覧ください。2款1項1目手数料は、危険物申請手数料等で、200万円でございます。8ページへ進んでいただきまして、4款1項1目県補助金は、551万2,000円で、前年度と比較して、440万4,000円の減でございます。これは、オリンピック消防警戒体制経費を計上したものです。5款2項1目物品売払収入は、100万円で、前年度と比較して、75万円の増で、車両更新に伴い不用となった消防車両を売払うものでございます。7款1項1目財政調整基金繰入金は、1億円で、前年度と比較して、9,999万9,000円の増でございます。9ページへ進んでいただきまして、9款2項1目雑入は、800万円で、前年度と比較して、500万円の減で、保険事務手数料等及び高速自動車国道救急業務支弁金でございます。10款1項1目組合債は、5億2,530万円で、前年度と比較して、2億8,960万円の増で、消防車両等整備事業として、水槽付き消防ポンプ自動車1台、消防ポンプ自動車2台、先行車及び査察車各1台の更新でございます。消防庁舎整備事業として、消防本部佐倉消防署庁舎空調設備一部更新工事、八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事でございます。10ページへお進みください。3歳出でございますが、1款1項1目議会費は、166万7,000円で、前年度と比較して、41万1,000円の増でございます。2款1項1目一般管理費は、251万4,000円で、前年度と比較して、4万7,000円の増でございます。11ページへお進みください。2項1目監査委員費は、11万4,000円で、前年度と比較して、5,000円の増でございます。3款1項1目常備消防費は、42億9,319万6,000円で、前年度と比較して、7,794万9,000円の増でございます。増となった主な要因は、13ページ中段に記載の、佐倉消防署梯子車オーバーホール及び14ページ下段に記載の消防本部佐倉消防署庁舎空調設備一部更新工事によるものでございます。15ページへお進みください。2目庁舎建設費は、2億3,829万3,000円で、前年度と比較して、1億9,568万1,000円増で、事業内容は、八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事請負費等でございます。4款1項1目元金は組合債元金償還金で、4億967万7,000円で、前年度と比較して、2,059万円

の減でございます。減となった主な要因は、歳入でも説明いたしましたが、平成27年度に借入れた志津消防署志津南出張所配置のはしご付消防ポンプ自動車に係る組合債の償還が完了したことによるものでございます。次に、2目利子は組合債利子償還金で、1,351万5,000円、前年度と比較して、226万6,000円の減でございます。続きまして、4ページへお戻りください。第2表継続費でございますが、八街消防署八街南部出張所庁舎改築工事の総額が、5億9,324万7,000円で、令和3年度の年割額が、2億3,729万9,000円で、40%、令和4年度の年割額が、3億5,594万8,000円で、60%の内容で設定いたそうとするものでございます。第3表地方債でございますが、起債の限度額につきましては、消防車両等整備事業で、1億6,170万円、消防庁舎整備事業で、3億3,660万円といたそうとするものでございます。なお、予算書の16ページ以降の給与費明細書及び地方債に関する調書につきましては、記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。以上で、議案第3号の説明を終わります。

続きまして、議案第4号 監査委員の選任についてでございますが、人事案件でございますので、説明を省略させていただきます。以上で、提案理由の細部の説明を終わりにさせていただきます。

◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第1号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第1号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（櫻井道明） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（櫻井道明） 議案第2号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（櫻井道明） 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第2号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長(櫻井道明) 議案第3号について質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 質疑はなしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) 討論はなしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の採決

○議長(櫻井道明) 議案第4号についてでございます。

お諮りいたします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(櫻井道明) ご異議なしと認めます。よって議案第4号について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○議長(櫻井道明) 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

以上を持ちまして、本議会に付議されました案件は終了いたしました。

◎一般質問

○議長（櫻井道明） 日程第4、一般質問を行います。

議席番号11番、御園生浩士議員の質問を許します。

御園生浩士議員。

（議席番号11番 御園生浩士 登壇）

○11番（御園生浩士） 議席番号11番、御園生浩士でございます。始めに所感を述べさせていただき、一般質問をいたします。

いま、コロナ禍で国民が我慢をしいられているなか、その信頼を裏切るような行為が国会議員よりございました。1月14日緊急事態宣言の発出後に、公明党や自民党の議員が銀座のクラブで夜遅くまで飲食をしていたそうです。公明党の議員はその後、政務活動費で秘書のキャバクラ通いが発覚し議員辞職いたしました。自民党の議員3人は離党届を提出したそうです。国会議員がこのような行動をしていれば、いくら政府が国民に自粛を求めても素直に、はいと言えるはずがございません。トップは襟を正すべきではないでしょうか。医療従事者をはじめ、感染症に係る現場の人たちは、いまも感染者と正面から向き合っております。そのことが分かっているのか、甚だ疑問でございます。このコロナ禍で当組合職員は、感染症危機があるにもかかわらず、懸命に職務を遂行しております。その職員に対する三つの質問を昨年12月定例会において聞かせ頂きました。その一つが新型コロナウイルス感染症作業における職務給、防疫手当についてであります。昨年11月の人事院規則の改正を踏まえ、感染症に感染するリスクを背負いながら、仕事をする職員に手当を支給することを提案いたしましたところ、本日、議案第1号佐倉市八街市酒々井町消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、附則の一つとして新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずる作業に従事したときは、特殊勤務手当として感染症活動手当を支給する。手当の額は、4,000円以内で支給するとございました。本日、全員賛成にて可決されました。執行部の素早い対応、誠にありがとうございました。感謝申し上げます。

では、本題に入ります。若手職員の逝去についてでございます。昨年12月定例会において、職員の自死について原因究明と今後の対策防止についてお尋ねしたところ、真摯にご答弁いただきました。また原因究明のため調査委員会を立ち上げ、調査結果と今後の取組みについて、ご家族へ報告に行かれたとのこと。再度、その後の経過や結果及び今後の対応についてお聞かせいただきたいと思っております。1回目の答弁はこれで終わります。失礼しました。質問でした。

○議長（櫻井道明） 総務課長。

（総務課長 須藤和義 登壇）

○総務課長（須藤和義） 総務課長の須藤和義でございます。御園生浩士議員のご質問にお答えいたしま

す。若手職員が逝去された件につきまして、その後の経過や調査結果及び対応につきましてご説明いたします。

消防組合では、これからの組織の未来を担う若手職員が、逝去されたことを重く受け止め、ハラスメントの存在を確認するため、調査委員会を設置して、多くの職員からの聞き取り調査を実施いたしました。

調査結果は、顧問弁護士とも相談しながら慎重に進めてまいりましたが、これ以上は法的にも調査することが困難であるとの結論に達しましたことから、調査委員会としての結果といたしましては、ハラスメントの事実を特定するに至りませんでした。

この職員のご遺族に対しましては、1月21日に、この調査結果を御説明させていただき、消防組合として改めて若手職員が働きやすい環境を整備していくよう努めるとともに、健康管理のための心のカウンセリング窓口の有効活用や、ストレスチェックの効果的な運用など、消防組合が再発防止対策の強化を図ることをお約束することで、御理解をいただきました。以上でございます。

○議長（櫻井道明） 御園生浩士議員。

○11番（御園生浩士） ご答弁ありがとうございます。では2回目の質問をいたします。

聞き取り調査をしたが、はっきりとした原因もわからず、今後の調査も困難であるとの結論。弁護士と相談の上の結論。致し方ないことかもしれません。原因については、故人所有の携帯電話の解析なども必要ではないでしょうか。携帯はロックされており、ロック解除に警察は失敗し、携帯電話の内容を解析することはできませんでした。解析に成功すれば、原因究明の一助になっていたかもしれません。誠に残念です。

さて、昨年12月の定例会前後に次のような新聞報道もございました。一部ご紹介させていただきます。

栄町消防署で町長以下100名以上参加の新年会で裸踊りを強要されパワハラを受けたとして元消防士が損害賠償を求めた訴訟がございました。同月24日、千葉地裁で和解が成立したとのことです。君津市では10月に消防士が強制猥褻容疑で逮捕され不起訴となったが停職6か月の懲戒処分が発表されました。12月9日には消防ではございませんが、防大いじめ訴訟、元学生逆転勝訴で国に損害賠償命令が出されました。内容は、上級生から体毛を燃やされたり、殴られたそうです。一審判決は、学生間指導について指導の名を借りた暴力を是認する危険性が内在していると問題視する一方、他の防大生らが虚偽の説明をしたため大学側が男性への暴行を予見することは難しかったとしています。このようなことは小さなことがきっかけで、どの職場でも起こり得ることではないでしょうか。以上のようにハラスメントは身近でいつ起こっても不思議はないようです。このような事件、事故に発展する要因などは小さな芽のうちに摘み取ることが必要ではないかと考えます。そのためには先程答弁がございました相談窓口の存在意義が大きくなってきています。再度職員の見解と心の健康管理のための相談窓口についてお聞かせください。

○議長（櫻井道明） 消防長。

（消防長 太田文和 登壇）

○消防長（太田文和） 消防長の太田文和でございます。ご質問がありました見解と健康管理のための相談窓口についてお答えいたします。

まず、見解と原因についてでございますが、ハラスメント調査委員会の調査結果を踏まえますと、様々な要素が複合的に影響してしまったことが考察されますが、調査委員会の報告では、原因となりました事実を特定することができませんでしたので、申し訳ございませんが、原因につきましてご答弁することは控えさせていただきます。しかしながら、消防組合としましては、職場が原因となり得る要素から職員を守るために、全職員への個人面談を実施しているほか、いつでも相談できる職員相談員制度も運用しております。また、内部職員に話せない内容につきましては、ご質問にありました外部機関の相談窓口として、日本産業カウンセラー協会と契約を締結しております。こちらは、土曜日曜でも相談することが可能で、職員は年3回まで相談料負担無しで、カウンセリングを受けられる体制として整備されております。

今後は、このような制度が、職員のストレス軽減に効果的、かつ、有効に活用されるよう引続き制度の実効的な運用や、周知の徹底に努めてまいります。以上でございます。

○11番（御園生浩士） 3回目の質問となります。本日お配りいただきました消防力整備基本計画の中にごございました消防組織体制の整備中の、職員にとってより良い勤務環境づくりを目指しますとございました。まさにこのことに尽きると思います。私からいくつか具体的な提案をさせていただきます。パワハラ、セクハラなど相談窓口があったとしても縦社会の強い消防組織では相談したことが漏れていやがらせを心配する職員もいることと思います。市民町民の命、自分の命、同僚の命の掛かった現場での仕事ですので厳しい指導がつきものと思いますが指導方法が問われる昨今です。細心の注意が必要ではないでしょうか。ストレスチェックの結果は相談員と当人しか結果はわからないようですが、本人が鬱などの心の病に侵されたとき相談窓口や心療内科には行きにくいものです。当人が了解した家族などにコピーを送り、家族から相談窓口や心療内科へ行くよう勧めるシステム作りも必要かと思えます。また、当事者が行動に移さない場合には契約先のカウンセラー協会より受診や相談に来るように、密な連絡体制作りをしてはどうでしょうか。今回のことを契機に年数回のカウンセラー協会の照会については営業時間とか営業日、休日、住所、経費などの徹底した周知を図ってはいかがでしょうか。また既に行われているかもしれませんが新人研修はもとより、3年や5年間隔での職員研修、昇格時、部下に対する人事マネジメント研修などの活用も考えられるのではないのでしょうか。そこで西田管理者にお尋ねをいたします。私は二度とこのような悲しいことが起きないよう願っておりますが、ただいまの質疑応答をお聞きになりまして、管理者としての考えをお聞かせください。

○議長（櫻井道明） 管理者。

（管理者 西田三十五 登壇）

○管理者（西田三十五） 管理者の西田三十五でございます。御園生浩士議員のご質問にお答え致します。

改めまして、亡くなられた職員に、心からの哀悼の意を表しますと共に、ご遺族の皆様には心からお悔やみ申し上げます。

消防組合の管理者といたしましては、消防職員のストレスの軽減を図るため、風通しの良い職場環境を目指すとともに、ストレスが原因となる心身の故障については、積極的にサポートできるような体制の構築に取り組んでまいります。また、全ての職員が、使命である消防業務に専念することができ、この消防

組合に誇りを持てるような職場となるよう佐倉市八街市酒々井町消防組合の管理者として、より一層、努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○11 番（御園生浩士） 消防長をはじめ、プライバシーに係る微妙な質問に対し、真摯にご答弁いただきましてありがとうございました。このことは家族にとっては耐えられないことでありますし、同僚としてチームで一緒に働いていた方々にも心に重くのしかかってくるかもしれません。心のケアが必要だと思います。西田管理者におかれましては全体を俯瞰してご答弁いただきました。心より御礼申し上げます。以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井道明） これにて、議席番号 11 番 御園生浩士議員の一般質問を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長（櫻井道明） 以上をもちまして、令和 3 年 2 月佐倉市八街市酒々井町消防組合議会定例会を閉会いたします。

（午後 4 時 29 分）

上記のとおり会議の顛末を録しここに署名する。

議 長 櫻 井 道 明

署名議員 木 村 利 晴

署名議員 角 麻 子